

生産緑地地区の追加指定受付を行っています



生産緑地とは

生産緑地地区とは、市街化区域内にある一定の要件を満たす農地について、農業生産活動を通して緑地として計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための法に基づく、地域地区です。

生産緑地地区に指定された農地は税制面での優遇が受けられるので、生産緑地の所有者は継続的な農業等をしやすくなります。一方で、農地等として維持するため建築物の建築等の行為が規制されています。

令和8年度の実産緑地地区の指定の受付について

令和8年度の実産緑地地区の指定に係る事前調査の依頼を受け付けています。

次の書類を提出してください。

<提出書類>

- ・生産緑地地区指定に係る事前調査依頼書
 - ・海老名都市計画生産緑地地区指定基準・細目適合確認シート
- ※上記の書類は、市役所都市計画課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

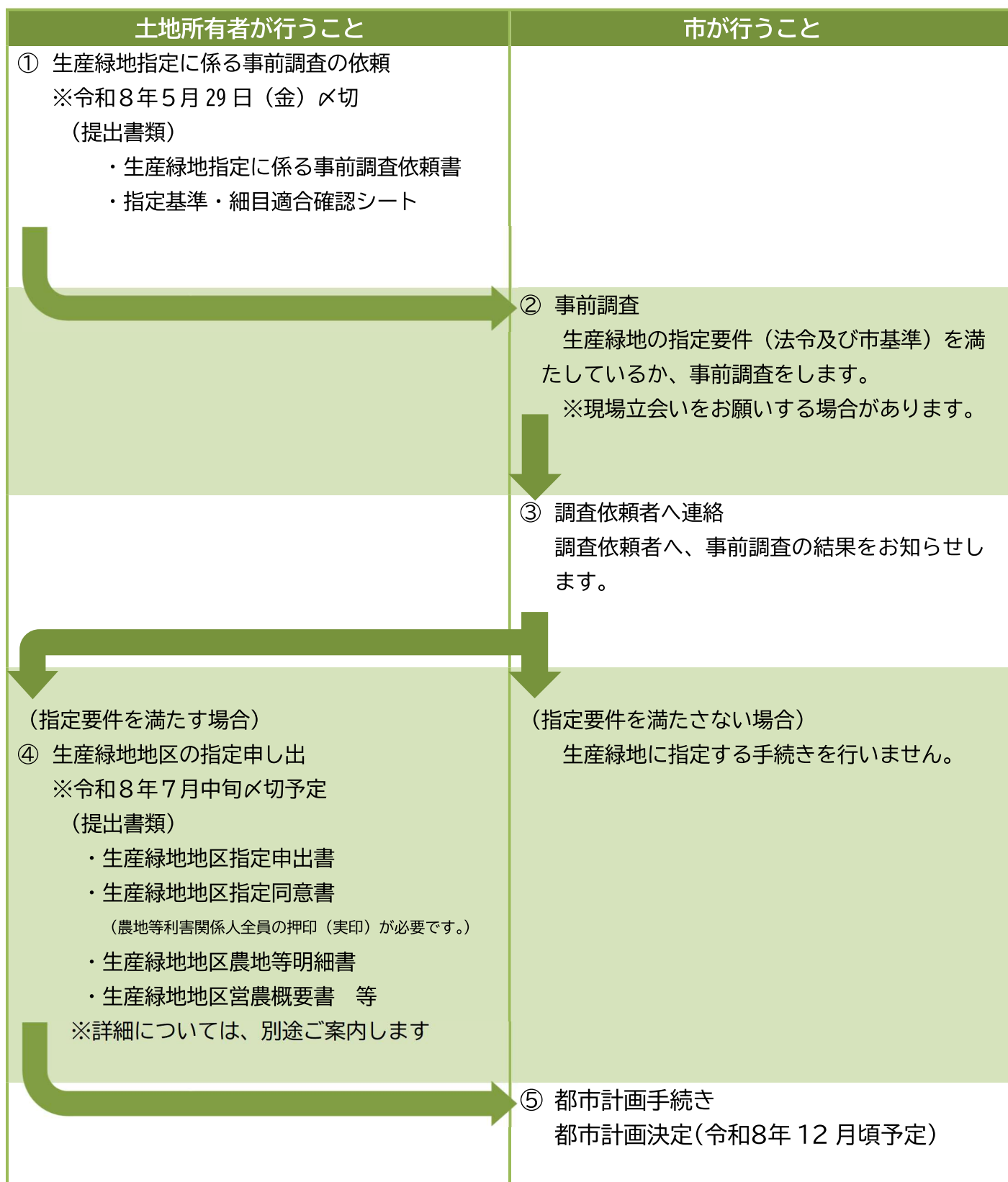
<受付期間・場所>

- ・期間：令和8年5月29日（金曜日）まで（必着）
- ・提出先：海老名市役所4階 都市計画課（直接持ち込み）
☎ 046-231-2111（代表）



様式等の取得はこちら
（海老名市公式HP）

生産緑地地区指定の流れ(時期は変更になる可能性があります)



注意事項

- 生産緑地地区の指定及び廃止の都市計画決定は、年に1回です。受付締切日(令和8年5月29日金曜日)以降の受付分については、原則として、令和8年度の指定はできません。
- 生産緑地地区の指定等に関するご相談は随時受け付けております。